

平成24年(ワ)第213号、平成25年(ワ)第131号、同第252号、平成  
26年(ワ)第101号 福島原発避難者損害賠償請求事件

原告 早川篤雄 外473名

被告 東京電力株式会社

2015(平成27)年3月24日

福島地方裁判所いわき支部(合議1係) 御中

## 準備書面(53)

### 被告による不動産損害の「全損」「非全損」の取り扱いの不合理性

原告ら訴訟代理人弁護士

小野寺利孝



同

広田次男



同

鈴木堯博



同

清水洋



同

米倉勉



同

笹山尚人



同

向川純平



外

## 第1 はじめに

本書面は、本件原発事故により被った不動産の損害評価につき、被告が「全損」「非全損」と取扱いを分けていることが不合理であることを主張するものである。

## 第2 総論

### 1 被告の主張

(1) 被告は、原告ら保有する不動産の財物損害につき、「全損」「非全損」の区分けを行っている（被告準備書面14）。

被告は、不動産に関する賠償金額の算定において、「対象資産の時価相当額」に「避難指示期間割合」を乗じてその金額を算出する（被告準備書面10第2頁、別紙11頁以降参照）。

避難指示期間割合とは、原発事故後6年（72か月）をもってその不動産の財物価値がすべて失われるとする考え方をもとに、2011年3月から震災時から実際の避難指示が解除される月数（避難指示期間）に72を除した計算結果であらわされる。

(2) 避難指示期間について、被告は、避難者の住居地域における3つの区域、すなわち、「帰還困難区域」「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」ごとに扱いを変えている。

①帰還困難区域については、72ヶ月間の避難指示期間があったとみる。

②居住制限区域については、標準期間を36か月間とし、実際の避難指示解除までの期間がそれを上回る場合には、追加で賠償金を支払う。

③避難指示解除準備区域については、標準期間を24か月間とし、実際の避難指示解除までの期間がそれを上回る場合には、追加で賠償金を支払う。

そして、被告は、ここにいう「避難指示期間割合」を1とするような場合

に、「全損」と扱い、そうでない場合に「非全損」として扱っているものと考えられる。

- (3) 被告の考え方は、原発事故の時点から見て、避難指示解除が少なくとも6年間なされない地域の不動産は、その財物の価値を失うというものである。被告の考え方は、避難指示により財物の利用価値が喪失したことに着目するものであり、いわゆる利用価値アプローチに近い考え方での損害算定方法といえる。財物価値喪失につき不動産が長期にわたり使用できなくなるという本件の特殊性を考慮したという限りにおいて、そのアプローチ方法は首肯できないわけではない。もっとも、原告らは今まで主張するとおり、財物価値の喪失のみに着目するだけでなく、それを踏まえた原状回復アプローチによることを主張しており、被告の主張とは最終的には大きな隔たりがある。避難を余儀なくされる期間の長短に拘わらず、帰還せず移住することを選択した被害者に対しては、原状回復が可能な再取得価格による賠償が必要であり、全損か非全損かという区別によって差違が設けられてはならない。

この点をおくとしても、被告の評価方法は、「避難指示解除」という形式的な基準をメルクマールとしているため、この点でも不合理といわざるをえない。以下に詳述する。

## 2 避難解除をもって居住ができるというわけではないこと

- (1) 被告は、避難指示解除がなされた時点以降は、その不動産の利用価値が完全に、ないしはその使用に特段の支障がない程度に回復するということを前提としているようである。

- (2) しかし、この前提は失当である。

ア ①まず、避難指示解除帰還直後からの一定の期間は、そもそも帰還して当該土地に居住して生活することが著しく不適當な状態が継続すると考えられる。理由は、I住民の大半が帰還せず、町やコミュニティの機能がほとんど失われている（帰還できない事情は訴状73頁で述べたとおりであ

る) II いまだに年間1ミリシーベルトの基準を超える線量が計測されており、当該地域で生活するにあたって放射能被ばくへの具体的危険が払拭できていないこと III 生活するために必要なインフラの整備が著しく不十分であるということにある。この時点においては、仮に当該不動産に帰還して居住することが物理的に可能であるとしても、実質的には居住生活利益が喪失しているといわざるをえない。

イ ②また、①から一定期間経過した後には、当該土地への居住は可能になるとしても、その利用が相当程度阻害する状況が長期間継続することが予想される。I 相当数の住民が帰還を諦めることは容易に推測され、人口減はまぬかれない。何よりも深刻なのは、比較的年齢の若い子どもをもつ家族が帰ってこないということであり、正常なコミュニティが保ちえない II 放射能の線量についても長期のスパンで見れば逡減していくことが予想されるが、山間部等の未除染地域もあり、放射線被ばくに関する不安が払拭できない。また、いったん放射能に汚染されたということのスティグマが残存するなどの影響が考えられる。このような状況下においては、長期間、原発事故の影響により居住生活利益の毀損が継続することとなる。

ウ ③以上②の状況が長期間継続し、居住生活利益が回復するのは、まさに町が「元通り」(完全な原状回復)になったときである。この③の時点がいつ到来するかは予測しえない。

(3) すなわち、本件原発事故の時点に立って、本件不動産の毀損の程度を評価するとき、「避難指示によって居住ができない期間、すなわち、居住生活利益の喪失していた期間」のみを見るだけでは足りない(被告は、この考えに立ち、事故時から6年間避難指示により利用できなくなったことをもって、事故時において全損と評価している)。この避難指示期間における利益喪失に加えて、①避難指示解除後の一定期間について、実質的に居住生活利益が喪失しているという期間の居住生活利益の喪失及び②居住生活利益が存す

るようになった後も、相当長期間にわたって居住生活利益が毀損していることを加味して全損か非全損かを考慮すべきである。

### 第3 原告金井直樹について

#### (1) はじめに

本件が問題となるのは、主として避難指示解除準備区域に不動産を保有する場合である。帰還困難区域は被告も全損と認めており、居住用制限区域についても、現在の状況においては、避難指示期間が6年を超えることはほぼ確実視されているからである。そこで、避難指示解除準備区域に指定されている檜葉町に不動産を所有する原告金井直樹（原告番号10）について、同人が所有する不動産が全損と評価すべきことを論ずる。

#### (2) 避難指示の解除はいまだなされていない

上述のとおり、原告金井直樹の居住用不動産は、檜葉町の避難指示解除準備区域内に所在している。

しかしながら、現在、檜葉町は、避難指示解除準備区域をまだ解除していない。

檜葉町は、2013年5月、檜葉町復興計画（第2次）を策定し、平成26年春に帰町の判断を行うとした。そして、2014年3月、「檜葉町帰町計画」を策定し、帰町に向けて求められる各要件の充足を判断したうえで、帰町が可能という判断に至れば、避難指示見直しに向けた国との協議を行うとした（甲A157）。しかし、2014年5月29日、松本幸英檜葉町長は、帰町の判断を早くても2015年春以降にすると言明するにとどまった（甲A158）。

そして、現在に至るまで、檜葉町の帰町判断はなされていない。帰町判断の後、国との協議のうえ、実際の避難指示解除がなされることを考えると、実際の避難指示解除自体、2015年中に行われるかどうか不明である。

すなわち、そもそも避難指示解除自体行われていないし、その具体的日時も決まっていないのである。

(3) 避難指示解除後も、居住生活利益が喪失、毀損されているということ

仮に、避難指示が解除されたとしても、以下のとおり、居住生活利益がただちに存する状態になるとは今後考えられない。

ア 住民の帰還が見込めないこと

まず、避難指示の解除があったとして、すぐに町の人々が戻ってくるわけではない。

そもそも、自らの住宅の荒廃、劣化が進んでいるため、帰還を選択した者は、修繕、リフォームを行ってからでないと現実には帰還できない。

そして、2012年11月に発表された檜葉町の住民調査においても、「帰町したい」と考えている人は19.3パーセントであり、実際に避難指示解除後にただちに帰還する住民はこれよりも少ないと推測される（甲A159）。

住民が戻ってこなければ、仮に極めて少数の住民が戻ってきたとしても、従前どおりの生活が成り立たないことは明らかである。

イ 放射能に対する危険・不安

檜葉町において除染は実施されているというものの、2015年2月3日、4日に実施された町の公共施設等モニタリング調査実施結果によれば、年間積算量が1ミリシーベルトを超過する地点が112箇所中55箇所も存在する。また、未除染地域の年間積算線量は8ミリシーベルトを超えており、町全体として、「除染が完全になされた」とは到底いえない状況にある（檜葉町ホームページ甲A160）。

また、町には、除染土などを入れたフレコンバッグなどの除染廃棄物の仮置場が24箇所存在している（町政懇談会資料甲A161）。見た目からしても、住民の除染に対する不安を募らせている。

農地を保有し、農業を営んでいる者にとっては、除染自体により表面土の除去により農業の再開そのもの自体が遅れてしまい、帰還を遅らせることとなる（甲C42-1）。

特に、低年齢の子どもを持つ家族にとって、被ばくの不安は計り知れない。原告遠藤良司は、檜葉町の自宅を2世帯住宅にして、将来長男夫婦と一緒に檜葉で暮らす予定であったが、事故後、長男夫婦は子育てへの不安から檜葉に帰ることを拒絶している（甲C30-1）。

さらに、町上水道の水源となる木戸ダムの浄化も問題とされている。同ダム湖底には放射性物質を含む底土が堆積していることを町自体が認めている（町政懇談会意見甲A161）。人体に直接流入する飲み水の水源の浄化を懸念することは住民として当然であり、その不安は全く払拭できていない。

原告金井らの居住する檜葉町北田所在の住宅（甲C10-1）における空間放射線量測定値も毎時0.3 $\mu$ Svを記録しており、年間積算量では1ミリシーベルトの基準を超える（甲C10-8）。

#### ウ インフラの未整備

檜葉町において、現在、電気水道等のライフライン、道路、鉄道等の交通インフラには一定の回復が見られる。しかしながら、その他の整備状況を見るに、現時点においても、居住して生活が十分営めるほどのインフラが整備されているとは言い難い状況にある。

##### （ア）役場機能

現在においても、檜葉町役場は、いわき市中央台飯野所在のいわき明星大学の仮役場にそのほとんどの機能を集約させている。

##### （イ）教育機関

町内に所在していた檜葉北小学校、檜葉南小学校、檜葉中学校は、現在もいわき明星大学に仮校舎を置いている。現校舎への帰還の目途は全

く立っていない。

(ウ) 医療機関

平成27年度中に、県立診療所が開院するとの予定があるほかは、その他医療機関の開業の具体的な目途は立っていない。

(エ) 福祉施設

再開する施設の目途は立っていない。

原告金井らが居住するほど近くにある檜葉町井出所在の特別養護老人ホームは、現在原発作業員の宿舎として使用されている。

また、原告早川千枝子が運営していた「結いの里」「ふたばの里」も現在に至るまで休業に追い込まれている（甲C1-1）

(オ) 商業施設

現在、コンビニエンスストアが2件開店しており、いくつかのスーパーが営業を再開している。また、町役場駐車場に、2014年7月「ここなら商店街」という形でプレハブの仮設商店が開店している。

もともと、これらの商業施設も、居住用住民を相手にした商業施設ではなく、一時帰宅の際の需要や、原発、除染の作業員の需要を満たす目的で改行されているものである。

檜葉町のスーパー「ブイチェーンネモト」は、事故前は近隣住民の食材需要にこたえるために、鮮魚や野菜等も置いていたところ、現在では、原発、除染作業員のために弁当や出来合いのものを中心に置くようになってしまった。

(カ) 金融機関

東邦銀行、いわき信用組合などの金融機関があったが、いまだ営業の再開の目途がたっていない。

エ 地域コミュニティの崩壊

そして、何よりも居住生活利益を喪失、毀損させているのは、檜葉町に



おけるコミュニティの崩壊である。

檜葉町においては、地域の人々によるつながり、交流は盛んであり、原告金井らも檜葉に移住して、その地域交流の中に溶け込んだ。小学校のPTAや、行政区における交流（子ども会、運動会、祭事の運営や手伝い、子どもみこし、植栽・清掃活動）が盛んに行われ、その人格発達などの利益を享受していたのである。

しかし、原発事故に伴う、檜葉における地域コミュニティの崩壊により、原告金井らは、この人々、地域のつながりを不可逆的に失ったのである。仮に避難指示解除後に原告金井らが自宅に戻ったとしても、失われたコミュニティが戻ってこないことを考慮すれば、不動産の価値としても、その居住生活利益を多く毀損させているといえるのである。

なお、これは原告金井らだけではなく、檜葉町民全体に共通することである。檜葉町上小墾所在の大瀧神社で執り行われる大瀧神社の「浜降り」という祭事が古来から檜葉に受け継がれてきたが、原発事故の避難指示により若い人が戻ってこないため、継承の危機にさらされている（甲A102）。

#### （4）まとめ

以上より、檜葉町では、そもそも避難指示解除がなされておらず、その具体的な日時も明確になっていないことに加えて、住民の帰還がただちに見込めないこと、放射能に対する不安、危険が未だに払拭されているとはいえないことインフラが十分に整備されていないこと、コミュニティの崩壊が不可逆的に発生していることが認められる。

以上のような状況からすれば、事故後4年経過した現在においても、檜葉町は避難指示が実際に解除されていないこと、避難指示が解除されていたとしても、当該不動産については、上記述べたとおり実質的に居住生活利益が喪失していると評価すべき段階（第2・2・ア①の段階）に相当程度長期間

継続すると考えられる。仮に、被告が全損の基準とする2017年3月時点で考えたとしても、檜葉町の状況はこの実質的な居住生活利益喪失の段階にあることが強く推測されるから、檜葉町に所在する不動産が全損と評価すべきことは明らかである。

さらにその後も、長期間、原発事故の影響により居住生活利益の毀損が継続する（第2・2・ア②の段階）ことも強く推測されることを加味すれば、全損と評価すべき大きな要因となる。

以上より、原告金井直樹の所有する不動産も同様に全損と評価すべきである。

以上